



CONTENTS

I New Dean 法学研究科長挨拶	駒林 良則	2
II New Face 上洛雑感 着任のご挨拶 二人のニューフェイス 新任の挨拶	河野 恵一 清水 円香 大下 英希 湊 二郎	4 5 6 8
III Come Back 法科大学院就任のご挨拶	薬師寺公夫	9
IV Sabbatical ドイツ留学を終えて	安達 光治	10
V Presentation 南京訪問記	本山 敦	12
VI Media Coverage I 学会・研究活動報告		14
VII Media Coverage II・III 法学部定例研究会 学術交流・研究活動		29 30
VIII New Book 新刊図書		31

法学研究科長

New Dean

法学研究科長挨拶

駒林 良則 KOMABAYASHI Yoshinori

本年4月1日より法学研究科長に就任いたしました駒林良則です。就任にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

ご存知のことと思いますが、現在、法学研究科は「研究コース」、「リーガルスペシャリスト・コース」および「法政リサーチ・コース」の3コース体制となっており、研究者養成だけでなく法学研究科に求められている多様なニーズに応えています。しかし、近時の大学院を取り巻く厳しい状況を踏まえて、前任の平野研究科長の下で大きな改革に着手しました。その一端は、本ニューズレター60号(2010年3月)に平野先生が寄稿された「法学研究科の新しい展開」にも紹介されているところです。この改革の主要な点は、①入学定員を適正な規模に削減すること、②高度専門職の育成に注力すること、③学究意欲のある社会人を受け入れること、④国際化の観点から留学生の受け入れを拡大すること——などです。以下、少し説明をしたいと思います。

このうち①については、2011年度より入学定員を、前期博士課程について100人から60人に、後期博士課程について15人から10人へと、それぞれ削減しました。なお、定員削減は、ただ定員を減らすというだけでなく上記の②～④の達成といわばセットにして提起されています。ところで、2011年度の前期博士課程の入学者数は48名(後期博士課程は0名)となり、定員には達していませんが、前年度即ち2010年度と同課程の入学者数が33名ですので、大きく増加したといえます(表参照)。これは、学部の就職状況の厳しさも作用しているかと思いますが、本学の他研究科の多くが入学者数を減らしているなかで、



評価すべき結果といえましょう。しかし、この結果に満足することなく、改革改善に取り組んでいくべきでしょう。そうしなければ、早晚入学者数も頭打ちになると思われます。このため、法学研究科では昨年「定員充足ワーキング」を発足させ、定員充足のための具体策をとりまとめました。このワーキングの答申をうけて、前期博士課程の「リーガルスペシャリスト・コース」と「法政リサーチ・コース」の2012年度(2011年度実施)一般入試の試験科目を3科目から2科目に減らすことにしました。こうした受験生の増加につながるような改善はこれからも必要になってくると思います。

過去3年間の前期博士課程入試動向

前期課程	2009	2010	2011
志願者数	82	78	95
合格者数	48	43	58
入学者数	32	33	48

さて、②の高度専門職の育成と③の社会人の受け入れについてですが、この点では、いわゆる「東京展開」が懸案となっています。「東京展開」といいますのは、現在、立命館東京キャンパスにおいて、大垣教授が中心となって法学研究科の科目等履修が可能な「金融と法」東京講座として展開しているものを発展させて、「リーガルスペシャリスト・コース」に、主として「金融と法」東京講座を受講した者を社会人の正規生として受け入れ、修士号取得の道を開くというものです。これまで、東京展開のプロジェクトも立ち上げて進めてきておりますが、東京展開は、法学研究科に正規の社会人院生を受け入れるということだけでなく、それを成功させることで立命館大学全体の東京におけるプレゼンスを高めることにつながると認識しています。しかしなお課題もあり、課題を解決しつつその実現に向けて努力していきたいと思っております。

最後の④の留学生の受け入れについてですが、他の研究科に比べて、外国人留学生の数が少ないのが現状です。こうした状況をうけて、東アジア地域の法学政治学関係のいくつかの大学と学部生・大学院生の交流協定の締結に向けて、取組がすすんでいます。かかる協定の締結によって、法学研究科における留

学生の受け入れも活発になると予想されます。また、中国政府派遣の大学院留学生プログラムである「国家建設高水平大学公派研究生項目」によって、法学研究科後期博士課程に中国政府からの中国人留学生の受け入れも始まっています。こうした留学生の拡大に対応する受け入れのための体制づくりも急務となっています。例えば、オリエンテーション期間中に「留学生のための法学・政治学概論」というような講座を開講することを検討しています。

さて、私ごとで恐縮ですが、立命館大学に赴任してまだ2年少々しか経っていませんので、研究科長として多くの会議に出席してもまだわからないことが多く、戸惑うことも少なくありません。確かに、法学研究科長の職務は特別職的なものにすぎないといえるのですが、上述したように、法学研究科としての取り組むべき重要な改革課題がいくつかありますので、十分にその職責に応えることができるのか確信がありません。ともかく、ひとつひとつ課題を解決していくしかありませんので、何卒ご支援ご協力のほどよろしく願いいたします。

(こまばやし よしり・行政法)

新任紹介

New Face

上洛雑感

河野 恵一 *KONO Keichi*

平成23年4月より、准教授として法学部に着任いたしました。専門は日本法史で、中世後期－近世初期にかけての法制度を主な研究対象としております。これまでは特に「喧嘩両成敗」観念をめぐる研究活動を行ってきました。中世にその原型が現れ、戦国時代を経て近世初期にかけて広く社会に定着したとされるこの観念は、現代社会においてもなお残存しています。その史的意義を可能な限り多面的に理解することが当面の目標です。そのために、日本法史分野に限らず、法社会学や紛争処理学など、隣接他分野へも視野を拡大して研究を展開していきたいと考えています。

着任前は十数年間、福岡の九州大学にて過ごしておりました。同大学法学部、大学院法学研究科で日本法史を学び、同大学法学研究院助手を2年間務めた後、奇縁があり九州大学の本部付部署である研究戦略企画室に助手（助教）として勤務することとなりました。同室では、九州大学全学を対象として、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする各種研究資金の獲得支援、研究活性化に向けた各種施策の企画・立案・実施、文部科学省を中心とする政府科学技術施策の情報収集・分析と学内への情報提供といった、本来の専門とは全く異なった業務に都合5年間従事することになりました。教育・研究面では少し寄り道をした格好になりますが、広い意味での学術全体の動向や他分野の先生がたの活動について知ることは、長期的に見れば自分の視野を広げ、ひいてはこれからの教員としての自分の活動にも資するところがあるのではない



かと思っております。

このたび、九州から京都へ、菅原道真公とは逆の道のりをたどって上洛、着任することとなりましたが、京都とはこれまであまり縁がありませんでした。また、ファカルティメンバーとして大学に勤務するのは本学が初めてとなります。そのため、まだ慣れないことも多く、戸惑ってばかりの日々を送っておりますが、法学部の先生がたにいろいろとお気遣いいただいていることもあり、何とか日々を無事に送ることができています。日々元気な学生たちに触れ、久しぶりの教育の現場に戻ってきたことを実感しています。

考えてみれば、着任前、私と立命館大学との間には3つの縁がありました。第一に、本学法学部の日本法史の前任者である大平祐一先生が、以前、九州大学へ集中講義に来られ、大変お世話をいただいて以来、非常に親しく接して下さっていること。第二に、前職である研究戦略企画室助手の前任者が本学文学部に所属しておられること（田中省作先生）。第三に、本学名誉総長の末川博先生が、私が

生まれた町（旧・山口県玖珂郡周東町）の隣町（旧・同郡玖珂町）のご出身であること。私自身も縁あって本学に奉職することとなりましたが、少しでも早く本学での生活に慣れ、本学のために微力を尽くすことができるよう、精進して参りたいと存じます。

（このの けいいち・日本法史）

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

清水 円香 *SHIMIZU Madoka*

4月に赴任しました商法を専攻しております清水円香と申します。3月までは九州大学で研究・教育に従事しており、福岡市に住んでおりました。そこでは、なぜか「物騒だ」と言われるところに大学があり、「治安が悪い」と言われる中洲の近くに自宅がありましたので（それはそれで楽しかったですし、一度も危険な目には遭いませんでしたが）、衣笠キャンパスのように、京都の静かな場所で研究ができることに喜びを感じております。また、もともと大阪出身で、九州大学に勤めるまでは京都大学大学院で学生をしていましたので、久しぶりに京都・関西に戻り、思い切り関西弁が使える環境に何とも言えない安心感を覚えております。

これまで、立命館大学と直接のご縁はなかったのですが、立命館大学出身の友人は何人かおりました。立命の友人は、他のどの友人よりも、しっかりと将来の目標をもって大学に進学し、遊びにも全力で取り組む人たちがかりでした。また、立命館大学の商法の先生方にも以前からお世話になっておりましたが、難しい顔をしていることの多い学者の中



で、立命館の先生方だけはいつも朗らかなお顔をされていて、周りがパッと明るくなるようなそんな雰囲気をお持ちでいらっしゃいました。これらの方々とのかかわりから、私は、赴任前から立命館大学に対し、明るく楽しく元気な芯の強い大学というイメージを持っておりました。

前任校でも、素晴らしい同僚・学生に恵まれ、本当に楽しい日々を過ごさせていただきました。次ページの写真はその時のもので、私の大切な思い出です。立命館大学でも、温かい同僚や元気のある学生に出会うことがで

き、これからの立命館での生活が楽しみでなりません。

今はただご迷惑をおかけしてばかりかと存じますが、微力ながら研究・教育に力を尽く

し、少しでも立命館大学のお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(しみず まどか・商法)



ゼミコン



同僚と行ったメキシコ

新任紹介

New Face

二人のニューフェイス

大下 英希 *OSHITA Hideki*

3月11日に日本を襲った未曾有の大災害の中、5年間で過ごした福岡を離れ4月より法務研究科に赴任いたしました、大下英希と申します。

生まれも育ちも大阪で、大学・大学院は大阪市立大学でしたので、福岡に行くまでの30年間を関西で過ごしてきたことになります。ですので、新たに赴任してきたというよりは帰ってきたなあという感のほうが強いように思います。また立命館大学には大学院生の頃から研究会等で訪れることも多く、特に刑事法に関係する方々は本学に赴任する前より大変お世話になってまいりました。そのような立命館大学のメンバーに加えていただくことができ、大変喜ばしく思っています。

前任校である西南学院大学は福岡にある規模の小さな私立大学です。ゼミコンで2杯目



から焼酎ロックを飲む頼もしい女子学生や、ややシャイな男子学生達に囲まれながらの5年間で教育の楽しさ、難しさを学ばせていただきました(残念ながら私自身は焼酎が飲めず、また豚骨ラーメンも苦手という、九州のよいところを満喫することなく去ることにな

ってしまいました)。また、大学院生時代から研究テーマとしておりました自救行為論を中心に財産犯論や消費者保護における刑法の役割など、新たな研究テーマに取り組む機会を得ることも出来ました。

専門は刑法です。研究の面では、権利の実現はなぜ国家の手にゆだねられているのか、そのような社会の中で我々はどのように振舞うことが出来るのかという、自救行為論を大きなテーマとして持っています。また、「振舞い」を決定するにあたっては、自分の行為がどのように評価されるのか、という判断が先行するわけですが、そのような行為に対する評価は各法領域によって異なることがあります。特に、民事法上許される行為を刑事法上許されないものとするような評価がありえますが、そのような評価矛盾は許されるのだろうか、ということを具体的な例を用いながら検討している段階です。

教育の面では、学部教育の時代から身近な例を用いて分かりやすく伝えるということを中心に心がけてきました。刑法学には難解と思われる概念や定義がたくさん出てきます。しかし、それらは我々の感覚や観念から遠くはなれたものではなく、むしろその感覚や観念を正確に表現しようとしているだけなのだ、ということをお伝えされるような工夫をしています。

様々な将来像を思い描くことの出来る学部生とは異なり、法務研究科には法曹になることを目指す学生達が所属しています。彼らはその目的へ向かい、日々真剣に努力し勉強に



励んでいます。着任してまだ2ヶ月ですが、そのような彼らを見るにつけ自らに課せられた責任の重さを痛感している次第です。5年というわずかな時間でしたがその中で試行錯誤してきたことを何らかの形で生かすことができればと思っています。

亀のような遅遅とした進みですが、今後とも研究・教育に邁進していく所存ですので、ご指導のほどをよろしくお願いたします。

最後に、私事で恐縮ですが4月22日に我が家にも3002グラムのニューフェイスが誕生しました。上の娘とあわせて、共に成長して行ければと思っています。

今後ともよろしくお願いたします。

(おおした ひでき・刑法)

新任紹介

New Face

新任の挨拶

湊 二郎 *MINATO Jiro*

本年4月より大学院法務研究科に赴任しました。「湊」という名字は比較的珍しいのではないかと思います。私の父が淡路島出身で、この名字も淡路島由来のもので、私はその淡路島の対岸にある神戸で生まれ育ちました。専門は行政法で、京都大学大学院法学研究科にて芝池義一先生の指導を受けました。

私は大学院を出た後、2003年4月に任期付の助手に採用され、その年の10月に鹿児島大学法文学部に異動しました。鹿児島は私にとって全く初めての土地でしたが、当時は桜島から火山灰が降ることもほとんどなく、思った以上に暮らしやすい場所でした。奄美大島や徳之島で地元の方を対象に大学院の授業を行う企画もあり、貴重な体験をすることができました。このように鹿児島での生活は大変良かったのですが、私としては、関西出身ということもあり、「将来的には関西の大学でポストを取りたい」という考えもありました。そうしているうちに、近畿大学に勤めている知り合いから移籍のオファーを受け、2008年4月に近畿大学法学部に移りました。

近畿大学では、鹿児島大学とは違って、言うことを聞かない学生が少なからずおり、その点では苦労しました。鹿児島大学では授業中に私語が生ずることはほとんどありませんでしたが、近畿大学ではほぼ毎回「授業中は隣の人とおしゃべりをする時間ではない」という注意をしなければなりません。他方で近畿大学には、私と同年代の優れた先生方が多く、研究面で大いに刺激を受けました。またこの頃、法学教育経験年数が5年をこえたこともあって、近畿大学法科大学院にて行



政法科目を担当するようになりました。近畿大学の法科大学院は本学と比較すると学生定員は半分以下で、カリキュラムも同一ではありませんが、そこでの授業経験は有益であったと感じています。

本年4月より本学の法科大学院に勤務しています。関西に戻ってきた時から新大阪に住んでおり、本年度は近畿大学の授業も担当しているので、新大阪を中心に二条に行ったり東大阪に行ったりする生活をしています。東大阪での仕事に区切りがついて、京都での仕事が増えるようになれば、生活の本拠も京都に移すかもしれません。私はこれまで比較的短い期間で大学を転々としてきましたが、そろそろ腰を落ち着けたいという気持ちもあります。本学においても教育・研究に誠心誠意努力する所存ですので、末永くお付き合いいただければ幸いです。

(みなと じろう・行政法)

Come Back

移籍教員

法科大学院就任のご挨拶

薬師寺 公夫 YAKUSHIJI Kimio

2011年4月より、新たに法務研究科教授として赴任しました薬師寺公夫と申します。本年3月末をもって定年退職された松井芳郎教授の後任として国際関係公法Ⅰ、国際人権法務などの科目を担当します。よろしくお願ひ申し上げます。

もともと、まったくの新人というわけではなく、2004年3月までは法学部教授として衣笠のキャンパスに勤務しておりました。2004年4月にAPUに教学担当の副学長として赴任し、1年後立命館大学法学部に戻ってきましたが、副総長としての行政職のため法学部及び法務研究科の授業は1ないし2科目担当しただけでした。さらに2007年から再度APU副学長を拝命しこの3月まで4年間、APUで主に教学その他の行政に従事していたので、法務研究科、法学研究科博士課程および法学部の教育にフルで従事するのは8年ぶりです。その意味では新人と同じく新鮮な気持ちで教育、研究に取り組みたいと思っておりますので、教職員、学生・院生、OB・校友そしてお世話になっている法曹の皆様によりしくお願ひ申し上げます。

今年度からのカリキュラム改革もあり、以前に作った講義のレジユメはすでに古く、目下、すべての科目について先任の松井教授から頂いたレジユメを引き継ぎつつ講義レジユメ作成に追われる日が続いています。それでも久しぶりに味わう法科大学院及び法学研究科の院生、また法学部学生との授業は、APUの国際学生や国内学生との授業における緊張感とはまた一味違う緊張感があって、必死ですが充実感があります。おかげで、酒量がず



いぶん減り、別府の飲み屋さんで学生とコンパしている夢を見るぐらい、信じられないほどの「まじめな？」毎日の生活ぶりです。この様子を先日APUの同僚に報告したら、いつでも酒席を用意して待っているから病気にならない程度に頑張れとのことでした。

できるだけ早く法科大学院の生活にも慣れて、国際感覚を身につけた法曹の養成に取り組みたいと思います。と同時に、研究の方でも少しまとまったものを書けるようにしていければと考えています。現在は、国家責任、主権免除、国際人権の分野でいくつか取り組みたいテーマがあり、教育の質を上げるためにも、少し落ち着いて専門教育研究に取り組みつもりです。行政中心だった7年間のスタイルを根本的に転換して、法学教育研究中心のスタイルにいかにか転換するか、これが目下最大の課題です。

(やくしじ きみお・国際法)

Come Back

外留報告

Sabbatical

ドイツ留学を終えて

安達 光治 ADACHI Koji

2009年10月から2011年3月まで1年半、ドイツ南西部のチュービンゲンとフライブルクで在外研究を行いました。新しいカリキュラムを軌道に乗せていく重要な時期に外国留学をお認め下さった法学部、法科大学院教授会の先生方、ならびに留学に際して財政的支援を賜った自費留学基金にご参加の先生方に改めてお礼申し上げます。また、留学に際しての様々な事務手続きをサポート頂いた方々に感謝申し上げます。

主な研究先であったチュービンゲン大学は、1467年に創設された伝統ある大学で、法学部図書館に所蔵されている古典文献も、開架図書として自由に利用できました。ドイツの大学図書館の懐の深さには、いつも敬服させられます。資料は、学生食堂などで使える「メンザカード」にチャージされた金額でコピーを取ることができ、しかも安価（1枚4セント（約5円）程度）です。本学学生の要望として、コピーカードの購入による経済的負担の解消をしばしば見かけますが、こうしたシステムは参考になるかもしれません。

チュービンゲンでは、ヨアヒム・フォーゲル教授（Prof. Dr. Joachim Vogel）のヨーロッパ刑法・刑事訴訟法研究所を拠点に研究活動を行いました。フォーゲル教授は私の研究テーマである客観的帰属論に造詣の深い方ですが、近年は、ヨーロッパ刑事法の研究を意欲的に進めておられます（これは、シュトゥットガルト上級裁判所判事としてのご自身の実務経験が基礎にあるそうです）。大学教育でも、2010年夏学期に「自由、安全、および権利の空間」と題する、現在のEUにおける刑

事法上の中心課題に関するゼミを開講されました。これは、2009年に発効したリスボン条約がもたらす手続的な面を含めての国家刑罰権のあり方の変容を検討するもので、私もこれに参加して、ヨーロッパ刑事法の統合と国家刑罰権の固有性ないしは刑法の文化規定性との緊張関係について、問題意識を持つことができました。刑事法も国際協調の時代であり、こうした問題意識は、日本の刑事実務家および研究者にも求められると思います。ヨーロッパ刑法に深い関心を持たれたことは、留学の成果の一つです。

今回の在外研究では、刑法における客観的帰属の概念に関する理論史的検討を計画していました。帰属の概念はもともと意思自由を基礎としており、人が自由意思でもたらした事象については、その人に帰せられます。こうした自然法以来の伝統的な帰属概念は、19世紀ドイツの科学主義の中で、因果関係と責任に分化していきます。前者がその後、客観的帰属論として発展していくわけですが、今回の研究は、その過程を検討することで、現在ドイツ刑法で支配的な客観的帰属論の核心に迫ろうとするものです。その一部は、ヴェルツェルの「社会的相当性」概念の生成発展を分析する論稿としてすでに公表しましたが（拙稿「社会的相当性の意義に関する小考」立命館法学 327 = 328号 20頁以下）、さらに成果を発表して参りたいと思います。

ところで、今回の留学で1年4か月間滞在したチュービンゲンは古い大学町で、京都とどこことなく雰囲気が似ています。市の中心を流れるネッカーの川辺はどこか鴨川の風情を

感じます。地名も似ているものがあり、私が当初短期滞在了したアパートの住所は Philosophenweg (哲学者の道) です。その後1年余り滞在了した下宿は、Österberg (東の山) の上にあります。特にここでは、大家さんや他の下宿人の学生さんたちと、クリスマス礼拝から台所でのおしゃべりに至るまで有意義で楽しい時間を過ごしました。

その後、2011年2月からは、奨学金も得て、フライブルクにあるマックス・プランク国際・外国刑法研究所で、ヨーロッパ刑法における客観的帰属の問題の検討を行いました。ヨーロッパでは近時、EUの財政的利益を危殆化する行為が問題となっていますが、そこには、帰属の対象たる保護法益や、取引行為による場合の処罰の限界をどこに求めるかなど、刑法解釈論の面で重要なテーマが潜んでおり、今後の研究で深めたいと思います。

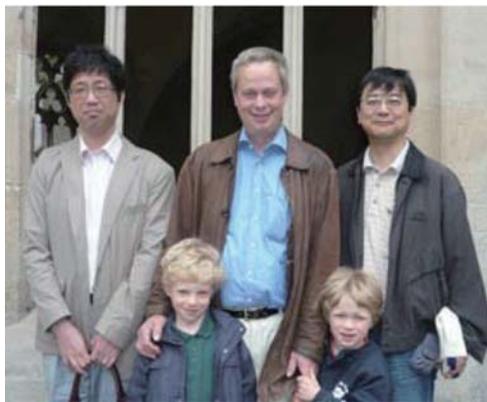
今回の留学では、フォーゲル教授をはじめ研究室のメンバーが温かく迎えて下さり、今年1月には私の研究に関する講演会を開いて頂くなど(初めてのドイツ語での講演としてよい経験となりました)、公私にわたり厚情を賜りました。とりわけ著名な同教授とこういった形での絆を持たれたことは、私の貴重な財産です。また、マックス・プランク研究所では所長のウルリヒ・ジーバー教授に、ミュンヘン大学に研究出張に出かけた際にはヨーロッパ法で著名なドルフ・シュトレインツ教授に大変お世話になりました。ミュンヘンでは、2006年末に本学にお迎えしたヘルムト・ザッツガー教授とも再会し、研究上の相談に乗って頂きました。いずれもヨーロッパ法ないしはヨーロッパ刑法で著名な方々ばかりで、振り返ってみますと、私の今後の行き道

はすでに決められていたのかもしれませんが。

私と同じ時期には、大学院の後輩にあたる神奈川大学の野澤充准教授がパイロイトに、龍谷大学の玄守道准教授がギーセンに留学され、野澤氏からは刑務所の見学に、玄氏からは龍谷大学とのシンポジウムに誘って頂き、これも貴重な体験でした。今回の留学では、彼ら以外にも、大学院生も含め多くの日本人研究者や日本の友人と会う機会が持て、ドイツ料理とビールを楽しみました(とりわけ、2010年秋からフォーゲル教授の研究所で同室となった広島大学院生で刑訴法専攻の水野陽一氏とは、しばしばビールやワインを楽しんだものです)。

なんともまとまりのない報告となりましたが、今回の留学の実現に際しご助力賜った先生方にお礼申し上げるとともに1年半の間、物心両面で支えとなってくれた家族に、この場をお借りして感謝の気持ちを表明しておきたいと思います。

(あだち こうじ・刑法)



チュービンゲン近郊のベーベンハウゼン修道院にて(真中はフォーゲル教授と2人のお子さん、向かって右は法科大学院の松宮教授)

海外講演

Presentation

南京訪問記

本山 敦 *MOTOYAMA Atsushi*

はじめに

筆者は、2011年5月3日(火)から6日(金)まで、大型連休を利用して、南京市にある南京師範大学と南京大学において、「日本における遺言の利用—現状と課題—」というテーマで講演を行った。

1. 機縁

筆者にとって2度目の中国訪問である。1度目は、三木義一・法学部教授(現・青山学院大学法学部教授)と山名隆男・法科大学院教授と共に北京大学を訪れた2006年であった。

フランス法を比較対象とし、留学生の指導経験も有しない筆者にとって、同国との唯一の接点は、修士課程(横浜国立大学大学院)における指導教官・田谷峻先生(現・明治大学法科大学院教授)の下で民法を学んでいた同国から来日した留学生たちである。

そのうちの一人、筆者の後輩にあたる趙莉さんは、現在、南京師範大学法学院副教授である。今回、そのご縁で同大学に招待していただいた。また、同僚の竹濱修教授の下で2005年に博士号を取得した岳衛さんは、同大学の隣にある南京大学法学院副教授になっている。以上のような関係から、両大学で講演をすることになった。

2. 講演

南京師範大学では、3日13:30から、100名超の学部生・院生を相手に、日本の遺言制度のあらましと、その抱える問題点について説明した。質疑では7~8名の学生が挙手を



南京大学法学院

して、さまざまな質問を出してくれた。

(講演の様子は、http://sun.njnu.edu.cn/news/2011-5/113848_615503.html)。

南京大学では、4日18:30から、学部生・院生だけでなく弁護士などの実務家も加わり約50名の出席者を得た。こちらでも、10名ほどから質問が出た。

中国相続法は1985年に制定された後、改正されていないという。また、民法各分野の中では、相続法の研究者はきわめて少なく、研究は進んでいないとのことである。しかし、実務ではさまざまな問題が生じているらしい。「愛人に対する遺贈の有効性」が裁判ではしばしば争われているようで、日本の状況についての質問があり、印象的であった。

両会場とも、講演・質疑を合わせて2時間を越える長丁場であり、しかも、外国法の話であったにもかかわらず、学生たちは熱心に聴いてくれた。彼ら・彼女ら(両法学院とも女子学生が男子学生を上回っているそうである。)の進路は、法曹や公務員が大半らしいが、法律と外



←南京師範大学での講演
(左から筆者・通訳の李さん)



南京師範大学法学院→
(左から何東先生・筆者・趙莉先生)

国語の両方を学んで海外の法学部・大学院への留学を希望している学生も少なくないようである。実際に、南京師範大学では、法律と日本語を学んでいる女子学生3名が講演原稿の翻訳と当日の逐語通訳を務めてくれた。

3. 交流

南京大学法学院と立命館大学法学部・法学研究科との間では、近々、学術交流協定が締結される予定である。また、南京師範大学法学院からも、同様の協定について提案を受けたことから、学部を持ち帰り、二宮周平学部長にその旨を伝達した。筆者も同法学院との協定締結の実現に向け尽力するつもりであ

る。しかし、組織を離れて一研究者としても、今後、両大学と交流を続けたいと思っている。

むすびに

お世話になった南京師範大学の趙莉先生・何東先生（九州大学大学院出身：法制史）・李昱莹さん、南京大学の岳衛先生・解亘先生（京都大学大学院出身：民法）に、誌面を借りて、あらためて感謝申し上げます。そして、遠くない将来、これらの方たちに、南京または京都で再見したいと思っている。

(もとやま あつし・民法)

Media
Coverage I

学会・研究活動報告

2010年1月～2011年3月

赤澤史朗教授

論文:「大正・昭和前期の社会思想」宮地正人他編『政治社会思想史』398-418頁(山川出版社、2010年10月)

「1950年代の軍人恩給問題(1)」立命館法学333・334号上巻1-32頁(立命館大学法学会、2011年3月)

研究会報告:「書評:上田誠二著『音楽はいかに現代社会をデザインしたか』(新曜社)」洋楽文化史研究会、早稲田奉仕園(2011年2月)

安達光治教授

論文:「社会的相当性の意義に関する小考—ヴェルツェルの見解を中心に」立命館法学327・328号20-56頁(立命館大学法学会、2010年3月)

「集合住宅でのポストिंगの意味と刑事規制の限界—立川自衛隊官舎事件・葛飾マンション事件最高裁判決」法律時報82巻9号8-12頁(日本評論社、2010年8月)

判例評釈:「ピラ配布目的での分譲マンション共用部分への立入りと住居侵入罪の成否」法学教室365号別冊判例セレクト34頁(有斐閣、2011年2月)

「正当防衛・過剰防衛の成否と行為の個数」法学セミナー増刊 速報判例解説8号195-198頁(日本評論社、2011年3月)

書評:「上田寛・上野達彦〔共著〕『未完の刑法—ソビエト刑法とは何であったのか—』(成文堂、2008年3月刊)」法律時報82巻8号110-113頁(日本評論社、2010年7月)

「三島聡著『性表現の刑事規制—アメリカ合衆国における規制の歴史的考察』(有斐閣 2008年刊)」犯罪社会学研究35号65-67頁(現代人文社、2010年10月)

講演:「因果関係と客観的帰属をめぐる近時の日本の議論状況について」政治大学法学院学術講演会、台湾国立・政治大学刑事法学研究センター、台湾国立・政治大学(2010年10月)

「Bedeutungen und Aufgaben der objektiven Zurechnungslehre aus gegenwaertiger strafrechtsdogmatischer Perspektive in Japan(邦題:現在の日本における刑法解釈論の視点から見た客観的帰属論の意義と課題)」Forum Junge

Rechtswissenschaft、チュービンゲン大学ヨーロッパ刑法・刑訴法研究所、チュービンゲン大学法学部、チュービンゲン大学(ドイツ)(2011年1月)

その他:ドイツ・チュービンゲン大学客員研究員(2009年10月～2011年1月)

マックス・プランク国際・外国刑法研究所客員研究員(2月 同研究所奨学金受領者)(2011年2月～3月)

井垣敏生教授

著書:(共著)『日本国憲法と裁判官』「裁判と正義—一心の中の憲法」(日本評論社、2010年11月)

講演:「民事控訴審における主張立証活動の要点—充実した適正な事実認定をめざして—」弁護士会研修会、和歌山県弁護士会(2010年1月)

「弁護士からみて高裁に期待すること」大阪高等裁判所審理充実研究会(第29回)、大阪高等裁判所(2011年2月)

「裁判所および代理人弁護士から見た有効な訴訟進行、訴訟準備について」企業研修会、大阪ガス法務部、大阪ガス本社(2011年2月)

生熊長幸教授

著書:(共著)『民法Ⅱ物権〔第3版補訂〕』203-309頁(有斐閣、2010年3月)

論文:「仮登記担保および譲渡担保における弁済期到来後の受戻権の行使」立命館法学333・334号59-90頁(立命館大学法学会、2011年3月)

判例評釈・研究:「担保不動産収益執行における担保不動産の収益に係る給付を求める権利の帰属」民商法雑誌141巻4・5号485-497頁(有斐閣、2010年2月)

「担保不動産収益執行における収益に係る給付を求める権利の帰属および担保不動産の賃借人からの相殺」ジュリスト1398号87-88頁(有斐閣、2010年4月)

「賃借人が賃貸人に対する債権による相殺を担保不動産収益執行の管理人に対して対抗することの可否」金融判例研究20号(金融法務事情1905号)33-36頁(金融財政事情研究会、2010年9月)

注釈書:(共著)『新基本法コンメンタール不動産登記法』296-305、307-311頁(日本評論社、2010年

11月)

教科書：(共著)『判例プラクティス民法I』359-360、362頁(信山社、2010年3月)

市川正人教授

著書：(共著)『基本的人権の事件簿[第4版]』(有斐閣、2011年3月)

論文：「『厳格な合理性の基準』についての一考察」立命館法学 333・334号 91-115頁(立命館大学法学会、2011年3月)

「法科大学院における大学院教育の課題と展望」立命館高等教育研究 11号 15-27頁(2011年3月)

判例評釈：「国家公務員による政党機関誌等の配布に対して国家公務員法の罰則規定を適用することが憲法に違反するとされた事例」速報判例解説(Web版・文献番号 z18817009-00-010390557) 1-5頁(2010年10月)

書評：「[ブック・レビュー] 水島朝穂著『18歳からはじめる憲法』」法学セミナー 672号 128頁(2010年11月)

講演記録：「署名活動と表現の自由—岐阜・関ヶ原人権裁判に関連して」季刊救援情報 66号 24-36頁(2010年8月)

その他：「付随的違憲審査制における憲法判断(1)」法学セミナー増刊「速報判例解説 Vol.7」10頁(2010年10月)

「新司法試験と法科大学院での学習」Law School 演習 3号 1-7頁(2010年4月)

臼井豊教授

論文：「代理権乱用法理に関する序章的考察—ヴェッター(Vedder)による『本人の利益状況』分析アプローチを中心に—」立命館法学 329号 27-81頁(立命館大学法学会、2010年6月)

教科書：(共著)松本恒雄=潮見佳男編『判例プラクティス民法I 総則・物権』116、118-120、152頁(信山社、2010年3月)

研究会報告：「ドイツ民法典(BGB) 138条[良俗違反の法律行為、暴利行為]注釈」ドイツ法律行為論研究会、代表・右近健男教授、キャンパスプラザ京都(2011年3月)

大垣尚司教授

著書：『金融と法』(有斐閣、2010年5月)

論文：「定期借家制度を活用した住宅循環型リースモーゲージの設計」立命館法学 333・334号 233-289頁(立命館大学法学会、2011年3月)

「金融取引における金融機関の相手方確認義務」実

践成年後見 34号 4-13頁(民事法研究会、2010年7月)

「高齢化と公的住宅金融」都市住宅学 35号 34-39頁(2010年)

「書き残したトピック(金融と法24)」月刊法学教室 355号 98-112頁(有斐閣、2010年4月)

「M & Aと事業証券化(金融と法23)」月刊法学教室 354号 90-105頁(有斐閣、2010年3月)

「デリバティブと新株予約権(金融と法22)」月刊法学教室 353号 77-92頁(有斐閣、2010年2月)

「ストラクチャードファイナンス(4)(金融と法21)」月刊法学教室 352号 94-107頁(有斐閣、2010年1月)

大久保史郎教授

著書：(共著)大久保史郎ほか編『日本は変わるか—転換の可能性を探る』(法律文化社、2011年3月)

(共著)Shiro Okubo & Louise Shelley ed., “Human Security, Transnational Crime and Human Trafficking”(Routeledge, 2011)(2011年1月)

論文：「国公法事件上告審で何が問われるか—最高裁狼狽事件判決の呪縛を解くために」法と民主主義 453号 27-33頁(2010年11月)

「長谷川憲法学と基本的人権研究」法律時報 82巻 9号 78-81頁(2010年8月)

「刑事裁判官の時代認識—公務員の政治活動をめぐる二つの東京高裁判決」(法律時評)法律時報 82巻 8号 1-3頁(2010年7月)

大平祐一教授

論文：「『出入』の終了—江戸時代の民事訴訟手続」立命館法学 327・328号 1-29頁(立命館大学法学会、2010年3月)

「判決が出たあと—江戸時代の『訴訟社会』像」夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』856-896頁(京都大学学術出版会、2011年3月)

その他：(最終講義)「法史学 43年—名裁判とその意味するところ—」立命館法学 333・334号 1901-1915頁(立命館大学法学会、2011年3月)

学会報告：「学会シンポ報告、『法の流通』コメント」法制史学会総会、法制史学会、東北大学(2010年5月)

研究会報告：「非合法の訴訟」法政研究会、立命館大学法学部(2010年12月)

「江戸時代の刑事手続」「法と心理」研究会、立命館大学(2011年1月)

講演：「江戸の越訴」立命館大学大阪オフィス講座、

立命館大学大阪オフィス (2011年2月)

嘉門優准教授

論文:「行為原理と法益論」立命館法学 327・328号
192-218頁 (立命館大学法学会、2010年3月)

「Strafrecht als ultima ratio—Neuere Gesetzgebung
in Japan」Straftheorie und Strafgerechtigkeit—
Deutsch Japanischer Strafrechtsdialog 183-191頁
(2010年7月)

「法益論の現代的意義 (日本刑法学会個別報告)」日
本刑法学会刑法雑誌 50巻2号 119-134頁 (2011年
1月)

判例評釈:「警察署の塀によじ上った行為が建造物
侵入罪に該当するとされた事例」判例セレクト
2009〔I〕33頁 (2010年2月)

「インターネット上での表現行為と名誉毀損罪」法
学セミナー増刊速報判例解説 6巻 183-186頁 (2010
年4月)

「精神鑑定の拘束力」法学セミナー増刊速報判例解
説 7巻 179-182頁 (2010年9月)

「刑事判例研究 6 インターネットの個人利用者によ
る表現行為と名誉毀損罪の成否」立命館法学 332
号 254-270頁 (立命館大学法学会、2010年12月)

「国家公務員による政党機関紙の配布に対して国家
公務員法上の罰則を適用することが認められた事例」TKC
ローライブラリー速報判例解説 文献番
号 z18817009-00-070540590 (web版 2011年1月24
日掲載) (2011年1月)

学会報告:「法益論の現代的意義」日本刑法学会第
88回大会、日本刑法学会、東北大学川内キャンパ
ス (2010年6月)

北村和生教授

著書:(共著)『行政法の基本〔第4版〕』85-116、
205-244頁 (法律文化社、2010年4月)

(共著)『事例研究行政法〔第2版〕』58-72、129-
141、239-254、264-303、472-480頁 (日本評論社、
2011年3月)

判例評釈:「最判平成 21年 4月 23日」法学セミナ
ー増刊・速報判例解説 Vol.6、29-32頁 (日本評論社、
2010年4月)

「鳥取地判平成 21年 10月 2日」法学セミナー増刊・
速報判例解説 Vol.6、61-64頁 (日本評論社、2010
年4月)

「最判平成 21年 4月 28日」ジュリスト増刊 1398号
68-69頁 (有斐閣、2010年4月)

「最判平成 21年 12月 17日」法学セミナー増刊・速

報判例解説 Vol.7、65-68頁 (日本評論社、2010年
10月)

「最判平成 22年 2月 23日」法学セミナー増刊・速
報判例解説 Vol.7、77-81頁 (日本評論社、2010年
10月)

「最判平成 22年 6月 3日」民商法雑誌 143巻3号
342-357頁 (有斐閣、2010年12月)

その他:科研費・基盤研究 (C)「行政の情報収集・
提供義務の不作为に対する司法的統制とその問題
点」

木村和成准教授

論文:「大審院の逃走—昭和初期の民事部判決にみ
るそのいくつかの軌跡—」立命館法学 327・328号
249-274頁 (立命館大学法学会、2010年3月)

倉田原志教授

論文:「労働法と憲法」憲法問題 21号 65-76頁 (三
省堂、2010年5月)

「労働関係における信仰の自由の保障と限界—ドイ
ツにおける判例を中心として—」大石眞ほか編初
宿正典先生還暦祝賀論文集『各国憲法の統合と差
異』541-562頁 (成文堂、2010年10月)

「ドイツにおける閉店時間規制の緩和と基本権・覚
書」立命館法学 333・334号 615-638頁 (立命館大
学法学会、2011年3月)

河野恵一准教授

記事 (本人投稿):「研究特集『分国法』の比較研究」
『歴史読本』55-12、180-185頁 (新人物往来社、
2010年12月)

小松浩教授

論文:「国会・選挙制度—民主党集権的『民主主義』
の危うさ」法と民主主義 445号 48-52頁 (2010年1
月)

「小沢民主党『国会改革』の欺瞞」月刊憲法運動
389号 2-10頁 (2010年3月)

「『政治主導』は国民の要求にこたえることができ
るか」前衛 857号 121-133頁 (2010年4月)

「比例定数削減問題と選挙制度改革の展望」法と民
主主義 453号 54-59頁 (2010年11月)

「小選挙区制論、二大政党制論の再検討」立命館法
学 333・334号 663-680頁 (立命館大学法学会、
2011年3月)

教科書:(共著)『憲法判例特選』294-318、334-339
頁 (敬文堂、2010年4月)

その他:「比例定数削減ここが問題 小選挙区の母
国・英では」しんぶん赤旗 2010年9月17日付

学会報告：「選挙区制と政権交代」2010年度秋季研究総会、全国憲法研究会、獨協大学（2010年10月）
研究会報告：「民主党『集権的民主主義』論の憲法理論的検討」2010年春季合宿研究会憲法分科会、民主主義科学者協会法律部会、滋賀県大津市（2010年3月）

講演：「民主権と議会制民主主義—民主党の手法を検証する」5・3憲法を考える県民の集い、三重県憲法会議、三重県津市（2010年5月）

「比例定数削減問題と選挙制度改革の展望」憲法委員会学習会、日本民主法律家協会、東京新宿区（2010年9月）

「なぜ今『国会議員削減』！？そのねらいは？」選挙制度を考える学習集会、京都憲法会議、自由法曹団京都支部、京都総評ほか、京都市（2010年10月）
 「小選挙区制、二大政党制で本当によいのか？」委員長・委員・事務局長研修会、兵庫県都市選挙管理委員会連合会、兵庫県姫路市（2011年2月）

駒林良則教授

論文：「議会事務局の充実強化について」地方自治職員研修604号17-19頁（公職研、2010年7月）

「議会事務局の現在・未来」月刊ガバナンス112号39-41頁（ぎょうせい、2010年8月）

「住民と議会をつなぐ懸け橋に—議会事務局研究会の報告と改革の方向性」日経グローバル152号52-55頁（日本経済新聞、2010年7月）

「議会事務局のあり方とその改革課題」研究紀要14号43-51頁（マッセ大阪（おおさか市町村職員研修研究所）、2011年3月）

判例評釈：「枚方市非常勤職員特別報酬返還措置請求住民訴訟第一審判決」判例時報2075号164-169頁（判例時報社、2010年7月）

研究報告書：（共著）『今後の地方議会改革の方向性と実務上の問題、特に議会事務局について』3-12頁（立命館大学、2010年3月）

（共著）『議会事務局新時代の幕開け』5-8頁（近畿大学、2011年3月）

研究会報告：「議会事務局改革の方向性」市民と議員の条例づくり交流会議2010、自治体議会改革フォーラム、東京都（法政大学）（2010年8月）

講演：「議会事務局のあり方について」第58回全国市議会事務局職員研修会、全国市議会議長会、東京都（砂防会館）（2011年1月）

「議会と住民参加」京都市会議員研修会、京都市会、京都市（京都市会）（2011年2月）

「二元代表制の下での議会と長の関係」四日市市政策法務研修会、四日市市（四日市市役所）（2011年3月）

分科会コーディネーター：「議会と住民参加」第10回都道府県議会議員研究交流大会、全国都道府県議会議長会、東京都（都道府県会館）（2010年11月）

小山泰史教授

著書：（共著）『判例プラクティス民法I総則・物権』390-393頁（信山社、2010年9月）

論文：「譲渡担保等における『被担保債権の弁済期の先後』ルールの特異—所有権留保等への拡張を素材として—」立命館法学327・328号318-346頁（立命館大学法学会、2010年3月）

「流動動産譲渡担保における『弁済期到来時』の持つ意味」みんけん（民事研修）637号2-13頁（日本加除出版、2010年5月）

判例評釈：「留保所有権者が第三者に対して負う目的物撤去義務」法律時報2巻9号116-119頁（日本評論社、2010年8月）

「売買代金を立替払する三者間契約における所有権留保契約の解釈、および所有名義を有しない留保所有権者による別除権行使の可否」法学教室365号別冊判例セレクト16頁（有斐閣、2011年2月）

学会報告：「ABLにおける担保目的財産の処分をめぐる法律関係の検討」（刺胞4号掲載予定）日本私法学会第74回大会ワークショップ、日本私法学会、北海道大学（2010年10月）

佐藤渉准教授

論文：「Celebrating Forgery: Peter Carey's Theft」『南半球評論』26号51-61頁（2010年12月）

ゲストスピーカー：「魂の連帯の物語：ゲイル・ジョーンズのSorry」ゲイル・ジョーンズ講演会、オーストラリア学会、オーストラリア・ニュージーランド文学会共催、日本女子大学（2010年9月）

品谷篤哉教授

著書：（共著）『基礎クラス+α会社法』「第5章 種類株式、株式の消却・併合・分割・無償割当、単元株」「第16章 社債」78-99、285-303頁（法律文化社、2010年11月）

（共著）『金融商品取引法（第3版）』第5編 有価証券の取引等に関する規制473-579頁（中央経済社、2010年12月）

論文：「商品先物取引における差玉向かい規制—2件の最高裁判決—」立命館法学332号107-137頁（立命館大学法学会、2010年12月）

判例評釈・研究：「商品先物取引における信義則上の説明義務」民商法雑誌 143 巻 1 号 108-115 頁（有斐閣、2010 年 10 月）

研究会報告：「モリテックス株主総会決議取消請求訴訟」京都大学商法研究会、京都大学（2011 年 3 月）

講演：「手形法・小切手法～手形・小切手の積極的活用と紛争防止のために～」近畿税理士会プロフェッショナルセミナー、近畿税理士会、大阪市（2011 年 3 月）

島田志帆准教授

論文：「競業者に対する株主名簿の閲覧制限—日本ハウズイング事件を契機として—」立命館法学 332 号 138-170 頁（立命館大学法学会、2010 年 12 月）

教科書：（共著）『基礎クラス + a 会社法』「第 15 章 持分会社」269-284 頁（法律文化社、2010 年 11 月）

清水円香准教授

論文：「グループ利益の追求と取締役の義務・責任（一）」法政研究 77 巻 3 号 1-57 頁（九州大学、2010 年 12 月）

判例評釈：「保険金受取人の変更と利益相反取引」山下友信 = 洲崎博史編、別冊ジュリスト 保険法判例百選 148-149 頁（有斐閣、2010 年 12 月）

「農業協同組合における監事の任務懈怠責任」民商法雑誌 142 巻 4・5 号 465-471 頁（有斐閣、2010 年 10 月）

学会報告：「グループ利益の追求と取締役の義務・責任」日本私法学会、北海道大学（2010 年 10 月）

研究会報告：「取締役会議事録の閲覧・謄写請求の対象の特定と備置期間経過後の閲覧・謄写の可否」九州大学産業法研究会、九州大学、西南学院大学（2011 年 1 月）

講演：「企業結合に係る諸問題と監査役の留意点」日本監査役協会九州支部南九州地区懇談会、日本監査役協会、ホテルニューオータニ熊本（2010 年 11 月）

Lachlan JACKSON 准教授

論文：「Language attitudes and family language planning: A pilot study of linguistically intermarried couples in Japan」Seisaku Kagaku (Ritsumeikan Studies in Policy Science) 18 (3)、141-170 頁（2011 年 3 月）

書評：「The idea of English in Japan: Ideology and the evolution of a global language」By Philip Seargeant. Bristol: Multilingual Matters, 2009, 188 pp. In Japan Journal of Multilingualism and

Multiculturalism 16 (1)、50-52 頁（2010 年 10 月）
「Transcultural Japan: At the borderlands of race, gender, and identity」By David Blake Willis and Stephen Murphy-Shigematsu (Eds.) London: Routledge, 2008. 342 pp. In Asian Studies Review 34 (4)、538-539 頁（2010 年 11 月）

学会発表「Foreign instructors' narratives on professional identity and tertiary classrooms in Japan」9th Hawaii International Conference on Education. Honolulu, USA. January 6 (2011 年 1 月)

須藤陽子教授

著書：『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010 年 4 月）

（共著）『ホーンブック 地方自治法』（北樹出版、2010 年 4 月）

論文：「仮の権利保護の実効性」法律時報 82 巻 8 号 26-31 頁（日本評論社、2010 年 8 月）

「誤った指導に起因する過少申告加算税等の損害該当性」民商法雑誌 143 巻 3 号 429-434 頁（有斐閣、2010 年 12 月）

高橋直人准教授

論文：「近代ドイツの法学教育と『学びのプラン (Studienplan)』—刑事法史研究との関連を意識しつつ—」立命館法学 331 号 1-120 頁（立命館大学法学会、2010 年 10 月）

「刑事プラクティクム (Criminalpracticum) の誕生—19 世紀前半のドイツにおける法学教育と刑事弁護—」立命館法学 333・334 号 811-843 頁（立命館大学法学会、2011 年 3 月）

その他：「2010 年学界回顧 (西洋法制史)」法律時報 82 巻 13 号 318-323 頁（日本評論社、2010 年 10 月）

竹瀆修教授

著書：（共著）『保険法第 3 版』227-369 頁（有斐閣、2010 年 3 月）

（共著）『保険法解説』330-340、348-351、419-420、483-497、550-562 頁（有斐閣、2010 年 4 月）

論文：「生命保険契約の失効条項の効力」立命館法学 327・328 号 414-433 頁（立命館大学法学会、2010 年 3 月）

判例評釈：「指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者が同時に死亡した場合における保険金受取人の確定方法」法学教室 354 号別冊付録判例セレクト 2009[II]23 頁（有斐閣、2010 年 3 月）

「保険金受取人とその相続人となるべき者が同時死

亡した場合における指定受取人の相続人の範囲」ジュリスト 1398 号（平成 21 年度重要判例解説）133-134 頁（有斐閣、2010 年 4 月）

「店舗総合保険契約の waters 保険金支払調整条項における『他保険契約』の意義」損害保険研究 72 巻 1 号 203-218 頁（損害保険事業総合研究所、2010 年 5 月）

教科書：（共著）『基礎クラス + a 会社法』140-157、304-324 頁（法律文化社、2010 年 11 月）

その他：「新保険法の課題と展望：はじめに」保険学雑誌 608 号 1-2 頁（日本保険学会、2010 年 3 月）

「創設『保険法』のポイント—消費者の権利の観点から—」月刊国民生活 24 号 13-16 頁（国民生活センター、2010 年 4 月）

「新しい保険法の施行・適用をめぐる」消費者法ニュース 84 号 1 頁（消費者法ニュース発行会議、2010 年 7 月）

「パネルディスカッション「新『保険法』の特徴点」」日本保険医学会誌 108 巻 4 号 307-312 頁（日本保険医学会、2010 年 12 月）

シンポジウム：「パネルディスカッション『新しい保険法について—理論と実務—』において『新保険法の特徴点』を担当」第 107 回日本保険医学会総会、日本保険医学会、有楽町朝日ホール（2010 年 10 月）

多田一路教授

論文：「フランスにおける社会的民主主義について」一橋法学 9 巻 3 号 79-95 頁（2010 年 11 月）

その他：「公共の福祉と経済的自由」憲法と現実政治 300-310 頁（本の泉社、2010 年 5 月）

研究会報告：「福祉国家における民主主義の調達」公法研究会、立命館大学法学部（2010 年 9 月）

講演：「外国人参政権の論じ方」京都府立日吉ヶ丘高校（2010 年 12 月）

田村陽子教授

論文：「民事訴訟における証明度論再考—客観的な事実認定をめぐる」立命館法学 327・328 号（上）517-549 頁（立命館大学法学会、2010 年 3 月）

判例評釈：「A2 訴額の算定」「A3 管轄選択権の濫用」「A4 表示の訂正」「A24 証拠調べの必要性和即時抗告」高橋宏志ほか編・民事訴訟法判例百選 [第 4 版] 252-253、263 頁（有斐閣、2010 年 10 月）

学会報告要旨：「2009 年第 79 回日本民事訴訟法学会大会・個別報告要旨『事実認定の客観化—証明のメカニズムの解明および事実認定の“ブレ”を減

らすため』」民事訴訟雑誌 56 号 216-223 頁（2010 年 3 月）

その他：ドイツ（ミュンヘン大学）にて在外研究（2010 年 1 月～9 月末）

アメリカ出張（2011 年 2 月中旬～3 月初め）

出口雅久教授

編著：「国際シンポジウム民事手続法の継受と伝播」出口雅久編、立命館法学 326 号 348-480 頁（立命館大学法学会、2010 年）

「Internationale Tagung 2009 zur Rezeption und Transmission des Zivilverfahrensrechts, an der Ritsumeikan Law School am 27.03.2009 Kyoto in Japan(2010), Einleitung, Schlusswort」Ritsumeikan Law Review, No.27, pp.113-215（立命館大学法学会、2010 年）

「日韓比較民事訴訟法研究会」立命館法学 331 号 406-454 頁（立命館大学法学会、2010 年）

判例評釈：「時機に後れた攻撃防御方法の提出」43. 民事訴訟法判例百選 45 番 [第四版]、98-99 頁（2010 年）

翻訳：（共訳）ゲオルグ・ヴィツェル著「公海上における海上部隊によるテロ対策・海賊対策活動について—『公海自由の原則』と安全のはざままで」立命館法学 326 号 337-347 頁（立命館大学法学会、2010 年）

（共訳）アレッシュ・ガーリック著「国際シンポジウム民事手続法の継受と伝播 II. 伝播、連続性そして変革の間でのスロベニア民事訴訟法」立命館法学 326 号 358-387 頁（立命館大学法学会、2010 年）
（共訳）レーモ・カポニ著「国際シンポジウム民事手続法の継受と伝播 V. 訴訟法の継受と伝播—無境界的客体についての一考察」立命館法学 326 号 434-450 頁（立命館大学法学会、2010 年）

（共訳）ルードルフ・ティーネル著「欧州司法裁判所（欧州連合司法裁判所）の組織と機能—特に先決裁定（preliminary rulings）手続を中心に」立命館法学 331 号 378-405 頁（立命館大学法学会、2010 年）

資料：「国際シンポジウム民事手続法の継受と伝播 I はじめに」立命館法学 326 号 348-357 頁（立命館大学法学会、2010 年）

「日韓比較民事訴訟法研究会」立命館法学 331 号 406-409 頁（立命館大学法学会、2010 年）

講演会企画：「韓国法科大学院の現状」ピョンセヨ・ジョン（韓国中央大学法科大学校教授）、出口雅久、

立命館大学法科大学院 (2010年1月)
 「古代オリエント法における刑法上の刑の免除および民法上の債務免除」ゲルハルト・リース教授 (ミュンヘン大学法学部) 立命館大学法学会、立命館大学法科大学院 (2010年3月)
 「ドイツにおける消費者保護」ヨハネス・ハーガー教授 (ミュンヘン大学法学部) 立命館大学法学会、立命館大学法科大学院 (2010年3月)
 「ドイツにおける紛争解決と平和構築」フォルカー・シュタンツェル博士 (ドイツ連邦共和国大使) 立命館大学法学会・国際平和ミュージアム・国際地域研究所、創思館カンファレンスルーム (2010年4月)
 「リスボン条約後の内国法とヨーロッパ法との関係」アンドレアス・ハラシュ教授 (ハーゲン通信大学法学部) 志学館124号室 (2010年5月)
 講演: 「Vorprozessualen Informationsbeschaffung und Streitverleugung in Japan」報告、ミュンヘン大学法学部 (2010年3月)
 「日本民事訴訟法の改正問題」報告、ハンガリー・ブタペスト大学法学部 (2010年11月)
 セミナー企画: 「立命館大学・ミュンヘン大学・ドイツ学術交流会・ジョイントセミナー」立命館大学法学会、立命館大学法科大学院 (2010年2月)
 「立命館大学・ミュンヘン大学・ドイツ学術交流会・ジョイントセミナー」立命館大学法学会、立命館大学法科大学院 (2010年3月)
 「一般訴訟理論」ロイック・カデエ教授 (パリ第一大学法学部) 日仏法学会、東京キャンパス (2010年9月)
 「フランスにおけるADR」ロイック・カデエ教授 (パリ第一大学法学部) 立命館大学法学会、立命館大学法科大学院 (2010年9月)
 国際シンポジウム: 「ヨーロッパ人権裁判所の近時の判例に照らした基本的手続保障」„Fundamentale Verfahrensgarantien im Lichte der neueren Rechtsprechung des Europäischen Gerichtshofs für Menschenrechte“ ゲオルグ・レス教授 (元欧州人権裁判所判事) ほか、立命館大学法学会・国際平和ミュージアム・国際地域研究所、創思館カンファレンスルーム (2010年10月)
 「カール・ハインツ・シュワーブ教授追悼記念シンポジウム参加」ドイツ民事訴訟法学会、エアランゲン大学法学部 (2010年2月)
 「『日本の督促手続』報告」中央欧州公証法学会、ド

ナウクニー・ホテル (2010年11月)
 「『日本の電子訴訟』報告」北東アジア民事訴訟法研究会、上海交通大学法学院 (2010年11月)
 学会参加: 「『電子訴訟』参加・司会」国際訴訟法学会、ハンガリー・ペーチュ大学法学部 (2010年9月)
 その他: 科研費・基盤研究 (B) 「民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂」
 平成22年度 全国銀行学術研究振興財団「欧州連合におけるADR法制」
 遠山千佳准教授
 論文: 「コンピュータが提供する談話スキーマとその習得—日本語学習者と日本語母語話者の日本語接触場面から—」言語科学研究 (第1巻) 177-189頁 (立命館大学大学院言語教育情報研究科、2011年3月)
 学会報告: 「日本語学習者による発話行為としてのコンピュータ」世界日本語教育大会 (ICJLE 2010) (台湾) 国立政治大学、台湾日本語教育学会、台湾日本語文学界、(台湾) 国立政治大学 (2010年8月)
 「発話態度によるトピック連続性のスキーマ—コンピュータを対象に—」日本語用論学会第13回 (2010年度) 大会、日本語用論学会、関西大学 (2010年12月)
 「相互行為に動機づけられた分裂構文の機能—自然習得者と教室学習者の比較から—」第21回第二言語習得研究会全国大会、第二言語習得研究会、麗澤大学 (2010年12月)
 研究会報告: 「日本語学習者による談話における分裂構文の機能とその習得」京都言語学コロキウム (2月研究会)、京都大学 (2011年2月)
 徳川信治教授
 論文: 「国際人権法における住居についての権利」立命館法学 333・334号 2376-2400頁 (立命館大学法学会、2011年3月)
 「国際人権基準からみた『ビラ配布の自由』」法の科学 41号 154-160頁 (日本評論社、2010年9月)
 判例評釈: 「Judicial Decisions, Japan, State Practice of Asian Countries in the field of International Law」The Asian Yearbook of International Law, Vol.14 2008、168-177頁 (2010年10月)
 「解説・日本の国際法判例 (5)」国際法外交雑誌 109巻4号 93-154頁 (2011年1月)
 翻訳: (共編著) 『ワークアウト国際人権法』(東信堂、2010年4・6月)
 学会報告: 「うつぼ公園・大阪城公園居住者強制立

ち退き損害賠償請求事件 (コメント)』国際人権法学会第 22 回大会、国際人権法学会、明治大学 (2010 年 11 月)

その他：科研費・基盤研究 (C)「欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性」

徳久恭子准教授

論文：「削減の時代における都市内分権の可能性」SRI, No.102、8-12 頁 (静岡総合研究機構、2010 年 10 月)

「都市内分権の現状とその課題—地域自治区における公民連携の可能性を手掛かりに—」立命館法学 333・334 号 941-982 頁 (立命館大学法学会、2011 年 3 月)

学会報告：「都市内分権の現状とその課題」日本行政学会、日本大学 (2010 年 5 月)

中島茂樹教授

論文：「憲法における人間像—自由、平等、そして連帯」立命館法学 333・334 号 1916-1933 頁 (立命館大学法学会、2011 年 3 月)

中谷義和教授

著書：『政治学入門—歴史と概念 [第 2 版]』 (法律文化社、2010 年 4 月)

論文：「State and Democracy Besieged by Globalization」Ritsumeikan Law Review Vol.27、1-14 頁 (立命館大学、2010 年 3 月)

「『国家』への視座」立命館法学 333・334 号 983-1034 頁 (立命館大学法学会、2011 年 3 月)

翻訳：「イド・オレン『アメリカ政治学と国際関係』」 (御茶の水書房、2010 年 5 月)

(共訳)「ダニエル・アーキブージ『グローバル化時代の市民像—コスモポリタン民主政へ向けて』」i -67、298-315 頁 (法律文化社、2010 年 11 月)

シンポジウム：「State and Democracy Besieged by Globalization」International Postgraduate and Academic Conference, Global Economic Crisis and Socio-Cultural Changes, 中央大学 (韓国)、ソウル (中央大学) (2010 年 3 月)

ゲストスピーカー：「グローバル化・国民国家・民主政」日本公共政策学会、日本公共政策関西支部、京都府立大学 (2010 年 8 月)

中村康江准教授

論文：「英国における取締役資格剥奪制度の生成と展開」私法 72 号 218-224 頁 (英訳 271-270 頁) (2010 年 4 月)

教科書：(共著)『基礎クラス + α 会社法』「第 1 章

会社の特徴」1-15 頁 (法律文化社、2010 年 11 月)

パネリスト：「交渉と法教育—世代を超えた教育連携の力」第二部「交渉実演—教員による模擬交渉」第五回・大学対抗交渉コンペティションシンポジウム、交渉教育センター、東京大学山上会館 (2010 年 2 月)

浪花健三教授

講演：「最近の判例検討～税理士が関与した事例を中心に～」近畿青年税理士連盟滋賀支部研修会、近畿青年税理士連盟滋賀支部、ピアザ淡海 (2011 年 1 月)

シンポジウム：「(司会)『市民公益税制の検討』日本租税理論学会第 22 回大会」日本租税理論学会、大東文化大学 (2010 年 11 月)

二宮周平教授

論文：「子の出自を知る権利」学術の動向 2010 年 5 月号 50-58 頁 (日本学術会議、2010 年 5 月)

「婚外子の相続分差別と適用違憲判決」戸籍時報 656 号 2-16 頁 (日本加除出版、2010 年 6 月)

「新しい家族が求める『自由』—一家族法の視点から」岡野八代編『自由への問い⑦家族』60-85 頁 (岩波書店、2010 年 6 月)

「婚外子の平等化とジェンダー」ジェンダーと法 7 号 38-50 頁 (日本加除出版、2010 年 8 月)

「シンポジウム 家族法改正を考える IV 親子法—制度上、理念上の問題提起」戸籍時報 659 号 29-36 頁 (日本加除出版、2010 年 9 月)

「家族法の問題点と改正の方向」論究 7 号 25-34 頁 (衆議院調査局、2010 年 12 月)

「家族法入門 (4) 婚姻の効力 (3) 夫婦財産制」、

「同 (5) 離婚の成立 (1) 離婚の手続」、

「同 (6) 離婚の成立 (2) 有責配偶者からの離婚請求」、

「同 (7) 離婚の効果 (1) 離婚と夫婦の氏」、

「同 (8) 離婚の効果 (2) 財産分与」

戸籍時報 655 号 49-61 頁・657 号 92-106 頁・660 号 37-48 頁・663 号 50-60 頁・666 号 66-83 頁 (日本加除出版、2010 年 5 月、7 月、10 月、12 月、2011 年 3 月)

資料：「資料 韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み—『子どもソリューション会』と『養育手帳』」立命館法学 331 号 455-471 頁 (立命館大学法学会、2010 年 10 月)

「ドイツ家庭裁判所における合意形成促進モデル—家族紛争解決への新しい挑戦」戸籍時報 665 号 2-24 頁 (日本加除出版、2011 年 2 月)

学会報告：「遺留分減殺請求と相続人の公平」日韓家族法国際学術大会、日韓家族法学会、慶北大学校（韓国・大邱）（2010年6月）

「親子法」家族法改正を考える会「シンポジウム 家族法改正を考える」家族法改正を考える会、早稲田大学（2010年6月）

「事実婚の多様性と法的保護の根拠」日本家族（社会と法）学会第27回学術大会「多様化する家族と法的課題」日本家族（社会と法）学会、つくば大学（2010年11月）

「親権者の決定、面会交流における子の意思の尊重」韓国家族法学会冬季大会「家族生活における私的自治と国家の介入」韓国家族法学会、済州大学校（韓国・済州）（2010年12月）

研究会報告：「日本における家族法改正の動向」台日家族法共同研究会第1回研究会、台日家族法共同研究会、国立台湾大学（台湾・台北）（2010年11月）

その他：異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学推進事業「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの構築」（文科省補助金）代表

科研費・基盤研究（A）「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」代表

「上記補助金を使った調査ドイツ・コッヘム家裁、ハイデルベルグ家裁、シュトゥットガルト高裁、ミュンヘン家裁のヒアリング調査」（2010年9月12～19日）

野口雅弘准教授

論文：「脱官僚と決定の負荷—政治的ロマン主義をめぐる考察」現代思想2010年2月号110-119頁（青土社、2010年1月）

「マックス・ウェーバーと官僚制をめぐる情念—sine ira et studioと『不毛な興奮』」思想2010年5月号112-127頁（岩波書店、2010年4月）

学会報告：「Reflections on Passion in Max Weber's Works on Bureaucracy: "Sine Ira et Studio" and "Sterile Excitation"」Symposium: Max Weber and the Reconfiguration of Modernity, Max Weber Studies, Sidney Sussex College, Cambridge（2010年9月）

「American Intellectuals and the 'Poverty' of Comparison: From "The Closing of American Mind" to Neo-Conservatism」International Workshop: Intellectuals and the Democratic Movements of 1989-91, Global COE Program "Conflict Studies in the

Humanities", Osaka University, Department of Human Sciences（2011年3月）

淵野貴生教授

論文：「法廷外弁護活動と公正な裁判—松川裁判運動と裁判批判論争に学ぶ—」立命館法学327・328号下巻766-794頁（立命館大学法学会、2010年3月）

「刑事司法改革の理念と捜査の構造」法律時報83巻2号41-46頁（2011年2月）

判例評釈：「現行犯逮捕について、明白性要件を満たさず違法であり、さらに別件逮捕としても違法であるとして、身体拘束を利用して得られた証拠を排除し、無罪を言い渡した事例」法学セミナー増刊・速報判例解説6号205-208頁（2010年4月）

「証拠とすることの同意」別冊ジュリスト・刑事訴訟186-187頁（有斐閣、2011年3月）

教科書：（共編著）葛野尋之・中川孝博・淵野貴生編『判例学習・刑事訴訟法』132-157頁（法律文化社、2010年9月）

逐条解説：後藤昭＝白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法』法判例百選〔第9版〕316-410、714-811頁（日本評論社、2010年7月）

堀雅晴教授

論文：「民主的ガバナンス・ネットワーク論：Eva Sørensen & Jacob Torfing のマルチ理論アプローチの場合」立命館法学333・334号1194-1286頁（立命館大学法学会、2011年3月）

「ガバナンス論の到達点：ガバナンス研究の回顧と展望をめぐって」新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究』50-78頁（ミネルヴァ書房、2011年3月）

「高等教育政策とグローバリゼーション・新自由主義：その理解と対応に関する研究者・国際機関・各国政府の言説検討を通じて」グローバリゼーションによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究（報告書）1-42頁（科研研究会、2011年3月）

翻訳：エバ・ソレンセン&ヤコブ・トルフィンク「公共セクターにおけるコラボレーティブ・イノベーション」立命館法学330号209-236頁（立命館大学法学会、2010年8月）

その他：（執筆協力）法政大学大原社会問題研究所編『社会労働大事典』（旬報社、2011年2月）

科研費・基盤研究（B）「グローバリゼーションによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究」

正木宏長准教授

研究会報告：「民間委託と自治体の執行・管理責任」現代公法判例研究会、東京都（國學院大学）（2010年12月）

その他：（共著）「学界回顧 行政法」法律時報82巻13号24-33頁（2010年11月）

科研費・若手研究（B）「行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究」

松宮孝明教授

論説：「刑事司法にみる民主的法律家運動の役割」法と民主主義445号、63-67頁（日本評論社、2010年1月）

「みせかけの構成要件要素と刑法38条2項」立命館法学327・328号859-879頁（立命館大学法学会、2010年3月）

「詐欺罪の罪数について」立命館法学329号1-26頁（立命館大学法学会、2010年6月）

「わが国の死因究明制度の概観と問題点」年報医事法学25号45-51頁（日本評論社、2010年7月）

「『刑罰から自由な領域』の再定義と明確化」法律時報82巻9号4-7頁（日本評論社、2010年8月）

「司法制度改革と刑事法—刑事裁判は変わったか」法の科学41号56-63頁（日本評論社、2010年9月）

「『結果無価値論』と『行為無価値論』を対比させる意味について」犯罪と刑罰20号9-26頁（成文堂、2010年12月）

「『裁判員裁判と未必の故意』を問題とする視点」法律時報83巻1号80-83頁（日本評論社、2011年1月）

「再審請求審における訴因変更の可否」立命館法学333・334号1363-1377頁（立命館大学法学会、2011年3月）

判例研究：「原判決確定後の免訴事由発生と再審判決—横浜事件再審最高裁判決—」立命館法学329号242-259頁（立命館大学法学会、2010年6月）

学会報告：「ワークショップ 裁判員裁判と未必の故意」日本刑法学会88回大会、日本刑法学会、東北大学（2010年6月）

講演：「罪刑法定の原則と刑法の解釈」南京大学および南京師範大学（中国）（2010年9月）

「刑法における犯罪体系の意味」山東大学（中国）（2011年3月）

松本克美教授

論文：「建物吹付けアスベストと建物賃貸人の土地工作物責任—大阪地裁2009（平成21）・8・31近鉄事件判決の検討を中心に—」立命館法学327・328号880-927頁（立命館大学法学会、2010年3月）

「欠陥マンション問題—近時の判例動向と課題—」マンション学37号24-31頁（2010年9月）

「日本におけるアスベスト訴訟の現状と課題」立命館法学330号862-882頁（立命館大学法学会、2010年10月）

「侵害行為者の特定と共同不法行為責任の成否」立命館法学333・334号2838-2862頁（立命館大学法学会、2011年3月）

判例評釈：「元建築士の耐震強度偽装によるホテル築造と保証会社・指定建築確認期間・紹介会社の責任（奈良地判平20・10・29）」私法判例リマークス40号62-65頁（2010年2月）

「新築マンションの買主が当該マンションの建材から放散されたホルムアルデヒドによりシックハウス症候群、化学物質過敏症に罹患したことに対して、マンションの売主の不法行為責任に基づく損害賠償請求が認容された事例（東京地判平成21・10・1）」現代消費者法8号77-86頁（2010年10月）

「売買目的物である建物の瑕疵についての損害額から『居住利益』・『建物耐用年数伸長利益』を控除することの可否（最判平成22・6・17）」法律時報83巻4号143-146頁（2011年3月）

判例解説：「地盤調査と構造耐力上安全な建物建築義務—福岡地裁平成11年10月20日判決—」別冊ジュリスト200号『消費者法判例百選』148-149頁（2010年6月）

その他：「欠陥住宅訴訟における居住利益・建物耐用年数伸長利益控除否定論の新展開—最判平成22・6・17の意義と課題」消費者法ニュース85号255-257頁（2010年10月）

「民法（債権法）改正論議への疑問—日弁連・東北弁連・仙台弁護士会共催の民法改正ミニシンポにコメンテーターとして参加して—」立命館ロー・ニューズレター63号7頁（2010年12月）

「意見書・アスベスト建材メーカー間及び同メーカーと国の共同不法行為責任について（首都圏建設アスベスト訴訟）」東京地裁に提出（2010年10月）

「意見書・建築請負目的物の瑕疵と報酬支払拒絶権（建築瑕疵訴訟）」横浜地裁に提出（2011年3月）

学会報告：「従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題『女性国際戦犯法廷』10年を迎えて」女性・戦争・人権学会2010年度第12回大会シンポジウム、京都（同志社大学）（2010年6月）

研究会報告：「時効法改革の視点と課題」民主主義科学者協会法律部会・民事法夏合宿研究会、民主

主義科学者協会法律部会・民事法部会、徳島（かんぽの宿・徳島）（2010年8月）

講演：「債権法改正に関する諸問題 一民法改正論議の基本視点一」立命法曹会全国総会、立命法曹会、京都（新都ホテル）（2011年3月）

特別講演：「欠陥住宅被害の救済からみた民法改正課題」欠陥住宅被害者全国協議会・第11回大会、欠陥住宅被害者全国協議会（欠陥住宅全国ネット）、京都（ビル葆光）（2010年5月）

「欠陥住宅訴訟における『居住利益』・『耐用年数伸長利益』控除否定論—最判平成22・6・17判決の意義と課題—」欠陥住宅京都ネット2010年度第1回定例研究会、京都（京都弁護士会館）（2010年7月）

コメンテーター：「コメント・民法改正と労働法上の問題—安全配慮義務について」関西民科・労働法研究会、大阪（たかつガーデン）（2010年4月）

「民法改正ミニシンポジウム」仙台弁護士会・東北弁護士会連合会・日本弁護士連合会共催、宮城（仙台弁護士会館）（2010年9月）

パネリスト：「シンポジウム・建築基準法を守れ！～安全な住宅の回復のための補修方法を考える～」日弁連主催シンポジウム、日弁連、東京（主婦会館エフプラザ）（2011年1月）

その他：科研費・基盤研究（C）「損害賠償請求権の時間的制約をめぐる法解釈論・法政策論・立法論の日独比較研究」（3年目）ベルリン州立図書館（Staatsbibliothek）等。

湊二郎准教授

論文：「建設管理計画の瑕疵と補完手続」近畿大学法学58巻2・3号373-424頁（近畿大学法学会、2010年12月）

教科書：（共著）黒川哲志＝下山憲治編『確認行政法用語230』69-73頁（成文堂、2010年1月）

（共著）芝池義一編『判例行政法入門〔第5版〕』40-48頁（有斐閣、2010年3月）

研究会報告：「計画裁量の統制（ドイツ法を中心に）」京都行政法研究会、芝池義一、関西大学（2010年10月）

宮脇正晴教授

論文：「商標法におけるキルビー抗弁・権利行使制限の抗弁（特104条の3抗弁）に関する問題点」パテント63巻別冊2号241-247頁（日本弁理士会、2010年2月）

「商標法4条1項8号の解釈における基礎的問題の考察」L & T49号52-59頁（民事法研究会、2010年

10月）

判例評釈：「商標法4条1項8号該当性の判断において、出願人と他人との間での商品または役務の出所の混同のおそれの有無や、いずれかが周知著名であるということなどは考慮の対象とならないとした例」速報判例解説6号259-262頁（日本評論社、2010年4月）

「テレビ番組の録画・視聴サービスと複製の行為主体」平成21年度重要判例解説（ジュリスト1398号）308-310頁（有斐閣、2010年4月）

「オークションの出品カタログ等に美術品の画像を掲載する行為につき、適法引用の成立を否定した例」速報判例解説7号259-262頁（日本評論社、2010年10月）

「防護標章の登録要件としての『需要者の間に広く認識された商標』の意義」速報判例解説8号297-300頁（日本評論社、2011年4月）

「防護標章の登録要件としての『需要者の間に広く認識された商標』の意義につき判断した知財高裁判決」特許研究51号33-38頁（工業所有権情報・研修館、2011年3月）

報告書分担執筆：「証明商標による品質保証機能を担保するための制度・運用上の手当てに関する検討」『地理的表示・地名等に係る商標の保護に関する調査研究報告書』75-79頁（財）知的財産研究所、2011年2月）

村上弘教授

論文：「道州制と代替案—広域自治体の国際比較を手がかりに」行政管理研究No.130（2010年）

「『大阪都』の基礎研究—橋下知事による大阪市の廃止構想」立命館法学331号（立命館大学法学会、2010年10月）

講演：「集権化としての大阪都—民主主義、政策能力、効率性の視点から考える」大阪市政調査会総会、大阪市政調査会、大阪市（2011年2月）

村田敏一教授

論文：「新保険法の総論的課題について—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に—」保険学雑誌第608号3-22頁（日本保険学会、2010年3月）

「新株予約権の有利発行に関する一考察」立命館法学329号82-109頁（立命館大学法学会、2010年6月）

「財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整に関する幾つかの問題（1）」立命館法学333・334号1467-1495頁（立命館大学法学会、2011年3月）

判例評釈・研究：「生命保険契約における保険金受取人と当該保険金受取人が被保険者より先に死亡したとすれば、その相続人となるべき者が同時に死亡した場合において、その者又はその相続人は（旧）商法六七六条二項にいう『保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ相続人』には当たらないものとされた事例」私法判例リマックス No.41（2010[下]）98-101 頁（日本評論社、2010年7月）

教科書：（共著）『基礎クラス + α 会社法』「第7章 新株予約権」「第10章 取締役と会社との関係」120-139、173-192 頁（法律文化社、2010年11月）

望月爾教授

論文：「給付付き税額控除の現状と課題—アメリカの EITC の経験をふまえて—」『租税理論研究叢書 20：社会保障と税制』69-90 頁（法律文化社、2010年9月）

「グローバル・タックスの導入に向けて—国際連帯税を中心に」法と民主主義 452 号 30-34 頁（日本民主法律家協会、2010年10月）

判例評釈・研究：「確定申告における所得税額控除金額の過少記載を理由とする更正の請求の可否（最二判平成 21.7.10）」判例評論 617 号 169-174 頁（判例時報社、2010年7月）

その他：「検証 第5回新司法試験 租税法」ロースクール研究 16 号 78-82 頁（民事法研究会、2010年11月）

「台湾における納税者権利憲章の立法化の紹介」税制研究 59 号 92-103 頁（税制経営研究所、2011年3月）

研究会報告：「納税者の権利の国際的展開—納税者権利保障法の立法に向けて—」公法研究会、立命館大学法学会、立命館大学（2010年10月）

「納税者権利保護法の国際モデル—Duncan Bentley 教授のモデル法の紹介を中心に—」日本税法学会関西地区研究会、日本税法学会、同志社大学（2010年12月）

シンポジウム：「給付付き税額控除の現状と課題」京都大学財政学研究会シンポジウム、京都大学財政学研究会、京都大学（2010年3月）

その他：科研費・基盤研究 (C) 「グローバル・タックス研究の国際的動向 2010-2013」

森久智准教授

論文：「障害のある犯罪行為者 (Justice Client) に対する刑事司法手続についての一考察」立命館法学 327・328 号 928-955 頁（立命館大学法学会、2010

年3月）

「オーストラリアの社会内処遇」龍谷法学 43/1、253-279 頁（2010年7月）

「死刑問題教育と議論 ある授業実践から見えるもの」季刊刑事弁護 64、76-81 頁（現代人文社、2010年10月）

学会報告：「犯罪行為者の自律的社会復帰のための刑事司法手続に関する一考察」日本刑法学会関西西部会平成 22 年度夏期例会、日本刑法学会、同志社大学（2010年7月）

講演：「死刑問題はどのように語られるのか—死刑問題教育と議論」第1回刑事法学フォーラム、刑事法学フォーラム準備会、東北学院大学（2010年6月）

シンポジウム：（司会）「犯罪行為者のソーシャルインクルージョン—理論知と実践知の融合を目指して—」ソーシャルインクルージョン研究会、龍谷大学（2011年3月）

その他：ワークショップ「死刑と向き合う裁判員」指定討論者、法と心理学会ワークショップ、法と心理学会、立命館大学（2010年10月）

薬師寺公夫教授

論文：「国際人権法の現代的意義—『世界法』としての人権法の可能性?」世界法年報第 29 号 1-49 頁（世界法学会、2010年3月）

「裁判所にアクセスする権利の適用範囲 (1) —欧州人権条約六条一項と自由権規約一四条一項の比較」紀要 29-60 頁（世界人権問題研究センター、2010年3月）

「第1章 船舶の国籍と旗国の国際請求権」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要改題』『現代海洋法の潮流 第3巻』3-49 頁（日本海洋法研究会、2010年7月）

「国連の平和執行活動に従事する派遣国軍隊の行為の帰属—ベラミ及びサラマチ事件決定とアル・ジェッタ事件判決の相克—」立命館法学 333・334 号 1571-1620 頁（立命館大学法学会、2011年3月）

「LEGISLATION OF THE ACT ON CIVIL JURISDICTION OVER FOREIGN STATES, ACCEPTANCE OF THE U.N. CONVENTION ON JURISDICTIONAL IMMUNITY OF STATES AND THEIR PROPERTY, AND THEIR POSSIBLE EFFECTS UPON THE JURISPRUDENCE OF JAPANESE DOMESTIC COURTS ON STATE IMMUNITY」Japanese Yearbook of International

Law, No.53、202-242 頁 (The International Law Association in Japan、2011 年 3 月)

「国連憲章第 103 条の憲章義務の優先と人権条約上の義務の遵守に関する覚え書き」芹田健太郎・坂元茂樹・棟据快行・葉師寺公夫編『国際人権法 4 国際人権法の国際実施』17-54 頁 (国際人権法学会 (信山社)、2011 年 3 月)

学会報告・ゲストスピーカー: 「Coastal State Enforcement Jurisdiction over Foreign Ships in Relation to Vessel-Source Pollution within the Territorial Sea and EEZ of Japan」台湾第 2 回漁業及び国際海洋法シンポジウム、台湾国際海洋法学会、台湾高雄市、(2010 年 10 月)

山口直也教授

著書: (共著) 「少年法・子どもの犯罪はあまく・軽く扱われるのか?」『トピックからはじめる法学』31-40 頁 (成文堂、2010 年 6 月)

論文: 「関係の権利としての子どもの成長発達権—国連子どもの権利条約の今日的意義」水谷規男・上田信太郎・本庄武・山口直也編『刑事法における人権の諸相』(所収論文) 153-180 頁 (成文堂、2010 年 1 月)

「少年刑事被告人の刑事裁判のあり方に関する一考察」立命館法学 331 号 175-217 頁 (立命館大学法学会、2010 年 10 月)

「少年司法手続における審判非公開及び逆送の再検討」龍谷大学矯正・保護研究年報 7 号 172-186 頁 (現代人文社、2010 年 11 月)

「犯罪被害者の刑事手続参加と国際人権法」犯罪と刑罰 20 号 175-193 頁 (成文堂、2010 年 12 月)

資料: 「判例回顧と展望 2009・刑事訴訟法」法律時報 82 巻 6 号 214-227 頁 (日本評論社、2010 年 12 月)

研究会報告: 「[判例評釈] 宅配便業者の運送過程下にある荷物について、荷送人及び荷受人の承諾を得ずに、捜査機関が検証許可状なしで行ったエックス線検査が違法とされた事例 (最高裁判所平成 21 年 9 月 28 日第三小法廷決定・刑集 63 巻 7 号 366 頁)」現代刑事法研究会 (第 20 回研究会)、現代刑事法研究会事務局、青山学院大学 (2010 年 9 月)

「受刑者の社会復帰における (成人) アタッチメント理論 (あるいはソーシャルネットワーク理論) の応用について」ソーシャルインクルージョン研究会 (第 10 回研究会)、ソーシャルインクルージョン研究会事務局、龍谷大学 (2010 年 10 月)

その他: 【研究助成】財団法人司法協会平成 23 年

度研究助成受領、研究期間: 2011 年 2 月~2012 年 1 月、研究課題: 少年司法における被害者「参加」の現状に関する研究、研究代表: 山口直也

【研究調査】調査内容: 米国カリフォルニア州における司法取引の現状、調査期間: 2011 年 3 月 9 日~3 月 17 日、調査場所: ロサンジェルス郡刑事裁判所、同検事局

山田泰弘教授

論文: 「役員等の会社に対する責任・株主代表訴訟による法実現の検証」法律時報 82 巻 12 号 15-21 頁 (2010 年 10 月)

「第 1 編 ステイク・ホルダーと会社法—『無色透明の会社法』理論とその神話化」中東正文=松井秀征編『会社法の選択—新しい社会の会社法を求めて』31-254 頁 (商事法務、2010 年 10 月)

「株主による責任追及等の訴えで追及できる役員等の責任の範囲」立命館法学 333・334 号 1623-1679 頁 (立命館大学法学会、2011 年 3 月)

判例評釈: 「帳簿閲覧権行使対象の特定の要否と判決による限定方法」商事法務 1890 号 56-61 頁 (2010 年 2 月)

「農協協同組合監事の任務懈怠の認定方法」判例時報 2084 号 180-184 頁 (判例評論 620 号 18-22 頁) (2010 年 10 月)

判例解説: 「監査役の任務懈怠責任—最判平成 21 年 11 月 27 日 (農業協同組合監事の任務懈怠責任に関する事件) を契機として」月刊監査役 570 号 76-93 頁 (2010 年 5 月)

「経営判断原則に基づく取締役の任務懈怠の認定方法—最判平成 22 年 7 月 15 日 (アバマンショップ株主代表訴訟事件)」月刊監査役 578 号 113-123 頁 (2011 年 1 月)

判例紹介: 「農協協同組合監事の任務懈怠」民商法雑誌 142 巻 3 号 363-370 頁 (2010 年 6 月)

教科書: (共著) 『基礎クラス + α 会社法』[第 4 章 株式][第 13 章 役員等の責任、株主代表訴訟] 53-77、226-248 頁 (法律文化社、2010 年 11 月)

講演: 「法律の基礎を学ぶ—税理士が知るべき会社法制の動向と小規模会社法制—」近畿税理士会神戸支部 7 月研修会、近畿税理士会神戸支部、楠会館 (神戸) (2010 年 7 月)

その他: 「『実務演習 法律関係』出題と解説」日本監査役協会第 32 回スタッフ全国会議、日本監査役協会、神戸ポートピアホテル (2010 年 9 月)

「『会社法の最新動向 1, 2』『まとめ』」京都税理士

協同組合勉強会「税理士が知るべき民法・会社法の動向」京都税理士協同組合、京都税理士会館（2010年10月、12月、2011年1月）

湯山智之教授

論文：「国家責任法における『事実上の機関』としての私人行為の国家への帰属」国際法外交雑誌 109巻4号 29-53頁（2010年11月）

「歴史的水域に関する米国連邦最高裁の判例」立命館法学 333・334号 1680-1739頁（立命館大学法学会、2011年3月）

判例評釈：「レインボウ・ウォーリア号事件」『国際法基本判例 50』118-121頁（三省堂、2010年3月）

資料：「主要文献目録（国際法）国際法外交雑誌 109巻2号 115-143頁（2010年8月）

学会報告：「国家責任法における『事実上の機関』としての私人行為の国家への帰属」国際法学会、大阪大学（2010年5月）

吉田美喜夫教授

著書：（共著）『労働法Ⅱ』「賃金」「労働時間・休憩・休日」「企業組織の変動と労働関係」152-185、186-225、311-323頁（法律文化社、2010年6月）

（共著）『判例チャートから学ぶ労働法』「有期雇用」「企業組織の変動と労働契約の承継」「安全配慮義務」32-48、115-132、177-189頁（法律文化社、2011年3月）

論文：「労働契約と使用者の義務」西谷敏・根本到編『労働契約と法』95-111頁（旬報社、2011年1月）

「アジア諸国における非正規労働者の均等待遇」労働法律旬報 1713号 4-5頁（旬報社、2010年1月）

「『仕事と生活の調和』の理念と深夜業」労働判例 1007号 2頁（産労総合研究所、2010年9月）

「『仕事と生活の調和』を保障する労働時間規制を求めて」医療労働 533号 3-13頁（日本医労連、2011年3月）

判例研究：「外国人研修生の労働者性と最低賃金法の適用」法律時報 82巻8号 122-125頁（日本評論社、2010年7月）

「奈良県（医師・割増賃金）事件」判例時報 2078号 193-197頁（判例時報社、2010年8月）

研究会報告：「判例研究：三和サービス事件」関西労働法研究会、大阪市立大学（2010年4月）

講演：「労働法研究者からみた労働法教育の意義」POSSE シンポジウム、NPO 法人 POSSE、京都教育文化センター（2010年2月）

「雇用対策の法と法理」京都司法書士会洛南支部講

座、京都司法書士会キャンパスプラザ京都（2010年3月）

「大学経営から見た大学図書館」大学図書館職員短期研修会、国立情報学研究所、京都大学（2010年10月）

「改正労働基準法で何が変わったか」三島地域法律セミナー、高槻市、高槻市役所（2010年10月）

「法の世界は身近な世界」多治見北高校講演会、多治見北高同窓会、岐阜県立多治見北高校（2010年10月）

「日本の大学教育の現状と図書館の課題」図書館研修会、油頭大学図書館、油頭大学（2010年12月）

「日本における非正規雇用の現状と法規制の課題」湖南大学学術講演会、湖南大学法学部、湖南大学（2010年12月）

「『仕事と生活の調和』を保障する労働時間規制を求めて」2011 看護・介護職員全国交流集会、日本医労連、長浜ロイヤルホテル（2011年2月）

「有期雇用の法規制を考える」立命館講座、立命館大学、立命館大学大阪オフィス（2011年2月）

吉村良一教授

著書：『不法行為法 [第4版]』（有斐閣、2010年2月）

論文：「アスベスト被害と国の責任」法律時報 82巻2号 52-56頁（日本評論社、2010年2月）

「故人の追悼・慰霊に関する遺族の権利・利益の不法行為法上の保護」立命館法学 327・328号 956-990頁（立命館大学法学会、2010年3月）

「公害・環境法理論の生成・発展と弁護士の役割」日弁連公害対策・環境保全委員会編『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』52-65頁（日本評論社、2010年10月）

「泉南アスベスト国賠訴訟判決の検討」環境と公害 40巻2号 54-58頁（岩波書店、2010年10月）

「環境損害の賠償」立命館法学 333・334号 1769-1802頁（立命館大学法学会、2011年3月）

判例評釈：「最判平成 20 年 9 月 12 日」私法判例リマックス 40号 58-61頁（日本評論社、2010年2月）

「最判平成 21 年 4 月 28 日」民商法雑誌 141巻4・5号 466-484頁（有斐閣、2010年2月）

書評：大村・土井編『法教育のめざすもの』法律時報 82巻12号 122-126頁（日本評論社、2010年12月）

その他：「公害弁連の闘いに学んで」法と民主主義 456号 8-11頁（日本民主法律家協会、2011年3月）

学会報告：「研究者養成システムの『再生』に向けて」

民主主義科学者協会法律部会、東京慈恵医大（2010年11月）

和田真一教授

著書：（共著）『判例プラクティス民法Ⅱ債権』308-314頁（信山社、2010年6月）

（共著）『判例セレクト 2001-2008』150頁（有斐閣、2010年12月）

論文：「わが国における名誉・信用回復請求権の現状と課題（1）」立命館法学 332号 1-30頁（立命館大学法学会、2010年12月）

判例評釈：「信用・名誉毀損訴訟の提起と民法709条の違法性」民商 142巻 2号 83-87頁（有斐閣、2010年5月）

「貸金業等を営む会社の従業員がした金員詐取の事業執行性を否定した事例」TKC ローライブラリー速報判例解説民法（財産法）No.39（TKC、2010年8月）

「私立中学校、高等学校の生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容の一部が変更され、実施されなくなったことが、生徒の親の期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為となる場合」判評 622号（判時 2090号）23-27頁（判例時報社、2010年12月）

「発信者情報開示を拒否したプロバイダの賠償責任の成否」民商 143巻 4・5号 461-475頁（有斐閣、2011年2月）

渡辺惺之教授

論文：「インターネットによる国際的な民事紛争と裁判」（第9章）高橋和之・松井茂記・鈴木秀美編『インターネットと法 [第4版]』319-365頁（有斐閣、2010年1月）

「知的財産権紛争の国際裁判管轄ルールについての日本案」企業と法創造第6巻 2号 144-157頁（早稲田大学グローバル COE 総合研究所（商事法務）、2010年2月）

判例評釈：「わが国在住者が外国会社の日本支店と、日本の金融商品取引業者を介して締結した外国為替契約による預託金証拠金の返還請求を、右外国会社から営業の譲渡を受けた香港法人に対して、両者は実質的に同一法人であるとして提起した訴えについて、わが国の国際裁判管轄を否定した事例」私法判例リマークス 40号（2010上）142-145頁（日本評論社、2010年3月）

翻訳：「ダグマー・ケスター・バルチン『ドイツ新家事手続法における法的審問の保障と法 治国家原則』立命館法学 330号 135-150頁（立命館大学

法学会、2010年8月）

「エナ・マルリス・バヨンス『オーストリーにおける国際家事手続法と調停（離婚と子どもの監護の問題を中心に）（2完）』立命館法学 332号 102-211頁（立命館大学法学会、2010年12月）

学会報告：「家事事件裁判の承認・執行に関する若干の問題」国際私法学会、神戸大学（2010年5月）

研究会報告：「訴訟差止命令（Antisuit Injunctions）」日韓国際民事訴訟法共同研究集会、韓国ソウル・成均館大学（法学館 206号教室）（2010年6月）

渡辺千原教授

論文：「裁判における『科学』鑑定的位置」科学 Vol.80No.6、627-632頁（岩波書店、2010年6月）

「法を支える事実—科学的根拠づけに向けての一考察—」立命館法学 333・334号 1803-1846頁（立命館大学法学会、2011年3月）

学会報告：「日本の法曹継続教育におけるジェンダー」日本法社会学会学術大会、同志社大学（2010年5月）

Media Coverage II	法学部定例研究会
	2011年4月～6月

■法学部定例研究会：

- 11年5月27日 民事法研究会：和田真一氏「私立中学校、高等学校の教育内容等の一部変更と学校法人の責任—最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁を契機として—」
- 11年6月3日 「現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究」第1回研究会：渡辺千原氏「最高裁判事の判決行動のメカニズム：まとめと課題」
- 11年6月4日 民事法研究会：村田敏一氏「株主平等原則の謎—解釈論としての株主平等原則—」

Media
Coverage III

学術交流・研究活動

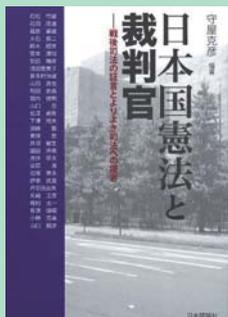
- 基盤研究 (A) 変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築
研究代表 二宮周平
- 基盤研究 (B) 民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂
研究代表 出口雅久
- 基盤研究 (B) 現代日本における最高裁の役割と制度的・人的構成に関する実証的研究
研究代表 市川正人
- 基盤研究 (C) 市場化と規制化の日英政策比較：指定管理者制度と EAZ・CA
研究代表 小堀真裕
- 基盤研究 (C) 1950年代の憲法論議—地方ジャーナリズムを中心に
研究代表 赤澤史朗
- 基盤研究 (C) 行政の情報収集・提供義務の不作为に対する司法的統制とその問題点
研究代表 北村和生
- 基盤研究 (C) 公民連携の促進 / 阻害要因—地縁型団体・テーマ型団体・地方政府の連携パターン分析
研究代表 徳久恭子
- 基盤研究 (C) 疎外された人口と国際関係：社会的歪みと秩序への挑戦
研究代表 西村めぐみ
- 基盤研究 (C) フランスにおける社会的民主主義概念の歴史的・制度的・実体的検討
研究代表 多田一路
- 基盤研究 (C) 欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性
研究代表 徳川信治
- 基盤研究 (C) 事業再生におけるキャッシュフロー・ファイナンスの役割の検討
研究代表 小山泰史
- 基盤研究 (C) オーストラリア文学に見るグローバル化と文学の変容
研究代表 佐藤渉
- 若手研究 (B) ジンメルの政治理論—紛争による社会統合とヨーロッパのアイデンティティ
研究代表 野口雅弘
- 若手研究 (B) 行政訴訟における裁判官の行動についての比較法研究
研究代表 正木宏長
- 若手研究 (B) 触法障害者に対する新たな刑事司法手続と一貫した社会復帰支援に関する比較研究
研究代表 森久智江
- 若手研究 (B) 危険犯実務の分析と検討
研究代表 嘉門優
- 若手研究 (B) 大審院（民事部）における判決形成過程の研究
研究代表 木村和成

新

刊

図

書



『日本国憲法と裁判官』
井垣敏生ほか著
日本評論社
2010年11月
¥2,940



『金融商品取引法 [第3版]』
品谷篤哉ほか著
中央経済社
2010年12月
¥6,090



『判例セレクト 2001-2008』
和田真一ほか著
有斐閣
2010年12月
¥2,625



『基本的人権の事件簿 [第4版]』
市川正人ほか著
有斐閣
2011年3月
¥1,995



『判例チャートから学ぶ労働法』
吉田美喜夫ほか著
法律文化社
2011年3月
¥3,465



『障害をもつ人々の社会参加と参政権』
山本忠ほか編著
法律文化社
2011年3月
¥2,100



『日本は変わるか!?'』
大久保史郎ほか編
法律文化社
2011年4月
¥2,310



『事例研究 行政法 [第2版]』
北村和生ほか著
日本評論社
2011年4月
¥3,885



『ジェンダー六法』
二宮周平ほか編集
信山社
2011年4月
¥3,360



未来を信じ
未来に生きる

末川博

立命館ロー・ニューズレター
第65号(2011年6月)
編集：立命館大学法学部
ニューズレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会。
立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/ririndex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/ririndex.htm#nl)